

引き離しハラースメント

面会交流が明文化された改正民法が施行されて2年。
家庭裁判所への面会交流の調停審判の受付件数は、
1999年の2,183件から2013年には12,446件と
14年間で5、7倍。
青天井で止まるところを知りません。
実効性ある立法措置の遅れによって、
子どもをめぐる紛争は何ら改善の兆しを見せません。

それどころか、親権を得るために連れ去ったり、
子どもに「会いたくない」と親の面前で言わせて引き離すように、
ホームページに「テクニック」を紹介する弁護士事務所も登場。
日弁連はこういった脱法行為を公式に容認しています。



子ども宛の手紙やプレゼントを渡さない、面会交流の話し合いを拒否する、「会いたくない」という手紙
を子どもに書かせる、養育費を受け取らない、学校行事への参加を書面で脅して拒否する、調停の途中
で交流禁止の審判を申し立てる、

……「違法ではない」という理由でなされるこうした養育妨害という名の虐待は、
当事者だけでなく、弁護士の中に蔓延しています。

支援者や裁判所も規制しようとはしません。

子どもを守るために何ができるか、ハラースメントとどう向き合うか、
ともに考えましょう。



☑日時 12月14日(日)15:00~17:00

*17:30~19:00歳末懇親会(ワンドリンク、軽食付)

☑場所 東銀座313ビルセミナールーム(東京都中央区銀座3-13-19 東銀座313ビル8F)

☑参加費 1000円(懇親会と通しで)

予約は不要です。直接会場にお越しください

○話題提供 宗像 充(kネット運営委員)「引き離しハラースメントの実際」



●主催 共同親権運動ネットワーク

TEL 03-6226-5419 メール contact@kyodosinken.com